

柔道整復師療養費の「患者ごとの償還払いへの変更」について

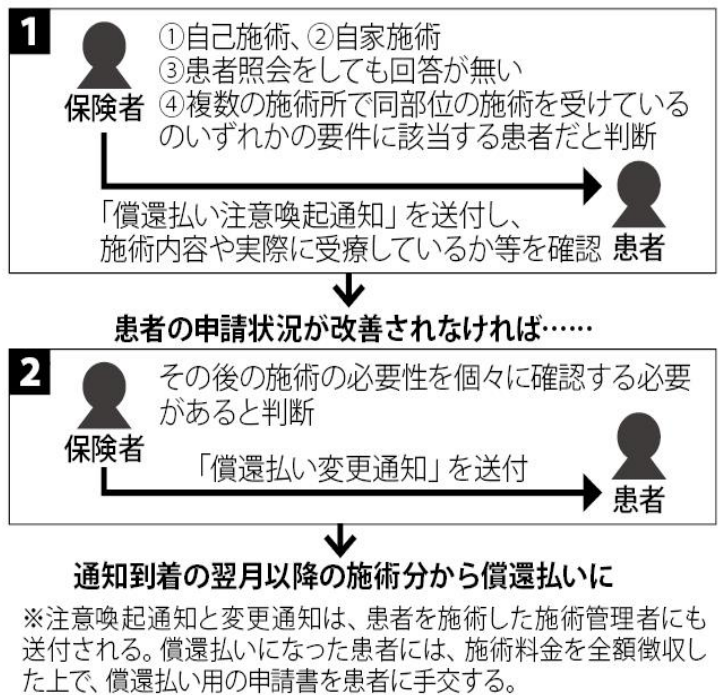
接骨院等の受診については、患者が窓口で一部負担金のみを支払う「受領委任」となっておりますが、接骨院等からの療養費請求に不適切なものが含まれていることへの対応として、患者が費用の全額支払った後に健保組合に請求し支給を受ける「償還払い」へ変更できる仕組みが令和4年6月から導入されました。

当健康保険組合では、**令和5年9月施術分より**対象となる方に対して「償還払い」への変更手続きを開始します。

◆償還払いへの対象者となる患者

- ① 自己施術
(柔道整復師による自身に対する施術)
→ 自己施術であることが判明した場合
(※自己施術は不支給)
- ② 自家施術
(柔道整復師による家族等に対する施術)
→ 自家施術かつ2回以上繰り返し施術を受けていることが判明した場合
- ③ 患者照会しても回答が無い
→ 患者照会の未回答者へ督促通知(2回目)において回答期限までに回答がなかった場合
- ④ 複数の施術所で同部位の施術を受けている
→ 同一患者の施術において2以上の施術所から同部位への施術の療養費申請が行われた場合

■不適切な請求の患者が償還払いとなる流れ



◆患者照会の内容について

受療に係る患者照会は、接骨院等から保険適用として請求される内容に誤りがないか、負傷内容などが保険対象として適正かどうかを確認するために行っております。審査の経過や請求の遅れによっては、数ヶ月前の受療に係る照会となる場合がありますので、受療時の領収書等を保管していただき、正しくご回答いただきますようお願いいたします。

皆様の貴重な保険料を適正に使用するために、ご理解とご協力をお願いいたします。

当健康保険組合では、医療費の適正化の一環として、接骨院等からの請求内容と皆様やご家族の受けられた受診内容との照合や不正請求等の点検をガリバー・インターナショナル株式会社に業務委託しています。

～厚生労働省通知～

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

(令和4年3月22日付厚生労働省保険局長 保発0322第4号)

→ <https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01.html>

「柔道整復施術療養費に係る疑義解釈資料の送付について」

→ <https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/03.html>

～全農健康保険組合ホームページ～

「接骨院等のかかり方」

→ <http://www.zennoh-kenpo.or.jp/contents/boneset/boneset.html>